

京都市域地域医療構想調整会議 傍聴要領

(1) 傍聴する場合の手続

- ア 会議の傍聴を希望される方は、会議の開会予定時刻までに所属、氏名等を所定の用紙に記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- イ 傍聴の受付は、定員を超える希望があった場合は同所属1名を上限とし、先着順で行いますので、定員になり次第終了します。

(2) 傍聴に当たって守るべき事項

- ア 会議開催中は、議長の指示に従い、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することを禁止します。
- イ のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用を禁止します。
- ウ 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為を禁止します。
- エ 携帯電話は、マナーモードにするか電源を切ってください。
- オ 会場内における飲食又は喫煙を禁止します。
- カ 会場における、写真撮影、録画、録音等を禁止します。
ただし、事前に事務局の許可を得た場合は、この限りではありません。
- キ 体温が37.5度以上ある方については、御来場を御遠慮いただきますようお願いします。
- ク その他会議の議事運営に支障となる行為を禁止します。

(3) 会議の秩序の維持

- ア 上記(2)の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。御不明な点は、係員にお聞きください。
- イ 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- ウ 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。